

令和7年10月26日執行
身延町議会議員一般選挙
候補者の手引き

(別冊) 資料

- 資料① 選挙運動の概要
- 資料② 選挙運動員又は労務者に対する
実費弁償及び報酬の額
- 資料③ 飲食物の提供の禁止
- 資料④ インターネットによる選挙運動
- 資料⑤ 政治活動と選挙運動

【参考】 インターネットを使った選挙運動ができるようになりました (総務省チラシ)

資料①

選挙運動の概要（身延町議会議員一般選挙）
[令和7年10月26日執行]

種 類	内 容	根拠法令	関連事項	
選挙事務所	設置数	1か所（町選管の標札なし）、移動は1日1回	法131	
	設置場所	制限なし ※投票当日は、投票所を設けた場所の入口から300m内（直線距離）にあるものは、閉鎖又は移転しなければならない。	法132	
	表示できるポスター、立札、看板類	ポスター、立札、看板の類を通じて3以内（規格 350cm×100cm） 他に、ちょうちんの類1（規格 85cm×直径45cm） ※記載内容は、一般的に選挙事務所を表示するためのものでなければならない（単に、候補者の政見や経歴のみを記載したものは掲示できないが、付随的に政見等を記載したり、候補者の写真等を貼ることは差し支えない）。	法143	
選挙運動用自動車	使用できる台数	1台（町選管の表示）	法141	
	自動車の種類	(ア) 乗車定員4～10人の小型自動車。 乗車定員4～10人の小型自動車及びライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたもの。 屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことができる自動車は使用不可。 (イ) 2t以下の四輪駆動式の自動車。 いわゆるジープ上面、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものは使用できないが、上部が開閉可能であっても走行中開いて使用しない限り可。 (ウ) 乗車定員10人以下の乗用自動車（ア）（イ）以外のもの。 自動車検査証・軽自動車届出済証の用途欄に乗用の旨が記載されている自動車（用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん、軽自動車、二輪自動車であっても使用できる。）二輪自動車を除き、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことができる自動車は使用できない。 (エ) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車。 小型とは、自動車検査証の自動車の種別の欄の記載が小型となっているもので、貨物自動車とは、自動車検査証の「用途」の欄の記載が貨物自動車となっているもの。	法141	
	表示できるポスター、立札、看板類	数、記載内容に制限はない（規格 273cm×73cm） 他に、ちょうちんの類1（規格 85cm×直径45cm）	法143	道路交通法
	乗車人員	候補者、運転手を除き4人以内（町選管交付の腕章着用あり）	法141-2	
拡声機の使用	一揃（町選管の表示）、他に個人演説会開催中その会場で一揃	法141		
選挙運動用通常葉書	800枚（無料） 「候補者用通常葉書使用証明書」を郵便局に提示して選挙用の表示のある日本郵便株式会社が発行する葉書又は私製葉書 ※会社等に「〇〇御中」と記載し郵送することは、文書の回覧・掲示の禁止に抵触するおそれがある。	法142	公職選挙郵便規則	

種 類	内 容	根拠法令	関連事項
選挙運動用ビラ	1, 600枚(2種類まで) 規格(29.7×21cm) A4版、選挙事務所・個人演説会・街頭演説会・新聞折込に限り頒布できる。(ビラ表面に頒布責任者・印刷者住所氏名を記載する)	法142	
選挙運動用ポスター	タブロイド型(規格42cm×30cm) ポスター掲示場に、各1枚掲示できる(貼替え可、選挙当日は不可) 掲示責任者及び印刷者の住所氏名の記載が必要 候補者氏名を見やすいように記載することが必要	法143 法144 法144-2	ポスター掲示場の設置に関する規程
候補者の着用するもの	タスキ、腕章、胸章の類(ハチマキ、帯等)については、数、規格、記載内容の制限はない ※確認団体が行う政談演説会の会場や街頭政談演説会の場所、政治活動用自動車の上においては使用できない。	法143	
新聞広告	2回以内(有料)、横9.6cm 縦2段組以内、色刷り不可	法149	
選挙公報	選挙公報掲載申請書により申請 配布する原稿用紙に合わせて、掲載文を原文のまま掲載する。 選挙管理委員会の定められた日までに申請書を提出、選挙期日の2日前までに配布する。		選挙公報の発行に関する条例及び規定
個人演説会	回数、演説者等	回数、演説者についての制限なし 公営施設(学校、公民館、公会堂等)については、同一会場につき1回無料、使用時間は5時間以内(開催日の2日前までに選管に開催申出) 民間施設は自由(時間制限なし)	法161 161-2 162 163 164
	演説会場用立札、看板類	ポスター、立札又は看板 (会場外) 2枚以内(規格273cm×73cm以内) (会場内) 枚数制限なし(規格制限なし) ちょうちんの類 会場内外を通じて1(規格85cm×直径45cm)	法143
街頭演説	回数制限なし 時間:午前8時から午後8時まで 人員は候補者、運転手を除き15人以内 (町選管の標旗掲示、腕章着用の必要あり) ※道路を歩行しながらする演説や走行する自動車上からする演説は禁止。又長時間に渡り、同一の場所に留まってすることのないように、又学校病院の周辺においては静穏保持に努める。	法164-5 164-6 164-7	
連呼行為	原則禁止だが、個人演説会場のできるほか街頭演説の場所及び選挙運動用自動車の上限り午前8時から午後8時までできる。	法140-2	
選挙運動員等に対する弁当の提供	選挙運動員及び労務者に対して、選挙事務所において提供できる。 (単価1食1,500円・1日4,500円以内) 候補者1人に対し、45食×5日 = 225食以内	法139	弁当提供の場合には、実費弁償等から差し引かれる。
禁止されている事項	休憩所等 戸別訪問 署名運動 人気投票の経過・結果の公表 飲食物の提供 氣勢を張る行為 脱法文書の頒布又は掲示 新聞雑誌の不法利用 第三者主催の演説会 公共の建物等での演説 選挙期日後のあいさつ行為 時候のあいさつ状 あいさつ目的の有料広告 寄附	133 138 138-2 138-3 139 140 146 148-2 164-3 166 178 147-2 152 199-2	

(資料②)

「選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額」

区 分		一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準	一人に対し支給することができる報酬の額の基準	留 意 事 項
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	イ 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	報酬を支給することはできない。	◎候補者一人について、一日当たりの報酬を支給することができる者の員数は7人まで。 ただし、選挙運動期間を通じて35人まで届け出て報酬を支給することができる。 ◎超過勤務手当を支給することはできない。 ◎選挙運動に従事する者に弁償を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、一日当たりの弁当料の制限額から、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内である。
	選挙運動のために使用する事務員	ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額		
	専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」等の車上等運動員）及び専ら手話通訳・要約筆記のために使用する者	ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 一夜につき 23,000円 ホ 弁当料 一食につき 1,500円 一日につき 4,500円 ヘ 茶菓料 一日につき 1,000円	一人一日につき 20,000円以内	
選挙運動のために使用する労務者	イ 鉄道費 ロ 船賃 ハ 車賃 イ、ロ、ハとも同上 ニ 宿泊料 （食料を含まない） 一夜につき 20,000円 ホ 弁当料 支給できない ヘ 茶菓料 支給できない	イ 基本日額 10,000円以内 ロ 超過勤務手当 一日につき 基本日額の5割以内	◎労務者に対して弁当を提供した場合は、基本日額から弁当の実費額を差し引いた額を支給しなければならない。 ◎弁当料、茶菓子料は支給できない。 ◎基本日額とは、日当の意味であり、10,000円という額は、8時間の労働に対し支給するものである。	

(参 考)

- ① 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。また、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画する者はもちろん、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者も、事務員には含まれない。
- ② 「専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者又は手話通訳者・要約筆者である。
- ③ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補の準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例：ポスター貼り、葉書の宛名書及び発送、自動車の運転等）に従事する者である。

※ 上記の制限に違反すると、多くの場合は、買収の推定を受けることになるので十分留意する必要がある。

飲食物の提供の禁止について

1 飲食物の提供の禁止 (法139条)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することが禁止されている。

※ 何人もとは、候補者、運動員、労務者、その他の者すべての人についてである。

※ 選挙運動に関しとは、「選挙に関することを動機として」の意味で、投票を依頼する目的の有無は関係ない。第三者が選挙運動員に提供する場合も禁止される。

※ ここにいう飲食物とは、なんら加工しなくともそのまま飲食に供し得るものをいう。
(湯茶及び通常これに伴い用いられる程度の菓子を除く)

2 提供できる飲食物

① 湯茶及び菓子を提供することはできます。

※ 湯茶には、缶ジュースは含まれない。

※ 菓子は、お茶うけとして通常用いられる、せんべい、饅頭等のもの。

※ 酒、ビール、サイダー、サンドウィッチ、高級な菓子も「湯茶及び菓子」として提供できないが、みかんやりんご程度の果物や漬物等も通常用いられる程度を超えない限りここにいう菓子に含まれる。

※ 提供した湯茶、菓子の経費は、すべて選挙運動費用に加算しなければならない。

※ 陣中見舞いとして、湯茶に伴う通常用いられる程度の菓子等をもらったときは寄附として、これを運動員等に提供した場合は支出として計上しなければならない。

② 選挙事務所における弁当を提供することはできます。

※ 運動員及び労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけ提供できる。

〔 応援弁士は運動員に、運転手は労務者に含まれるから提供できるが、陣中見舞いに来た選挙人等には提供できません。 〕

※ 提供できる弁当の数は、候補者1人当たり 45食×5日=225食までです。

※ 一人につき、弁当の価格は、1食当たり1,500円以内、1日当たり4,500円以内です。

※ 弁当225食を提供する配分は、自由です。

〔 朝、昼、夕3食を各人に提供しても、夕食のみを多くの運動員に提供しても、運動期間の初めは提供しないで終盤戦に入って多くの運動員に提供しても差し支えありません。 〕

※ 運動員に弁当を提供した場合は、その運動員に弁当料を実費弁償として支給できる額は、1日当たりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までです。

例) 運動員に朝昼2食、計2,400円の弁当を提供した場合

a 運動員が夕食を取った、夕食の実費弁償として1,500円以内を支給できる。

b 運動員が夕食と夜食を取った、夕食と夜食の実費弁償として2,100円以内を支給できる。

※ 労務者に弁当を提供した場合は、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければならない。

※ 労務者への弁当料の実費弁償はできません。

インターネットによる選挙運動

1 ネット選挙運動の概要

選挙運動の文書図画の頒布をインターネットを利用して行うことができます。インターネットの利用は、ウェブサイト等の利用及び電子メールの利用によりますが、内容が異なります。

① ウェブサイト等を利用する方法

※ ホームページ、ブログ、掲示板、フェイスブック、Xなど電子メールを除いたもの

※ 候補者、政党等、一般有権者は、ウェブサイト等を利用して選挙運動ができます。

※ 電子メールアドレスの表示が義務付けられています。

※ フェイスブックやXなどのソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）は、候補者が発信した情報をシェア・リツイート（転送）することができます。

※ 単に候補者の指示に従って、一連の機械的な作成・更新メール送信・ツイートなどの作業を行った場合は、買収罪にはあたりませんが、ホームページに掲載する文書等を業者に外注委託した場合は、運動員買収にあたることとなります。

② 電子メールを利用する方法

※ SMTP方式、電話番号方式

※ 候補者と確認団体だけは、電子メールを利用して選挙運動ができます。

※ 氏名、電子メールアドレスの表示及び次の事実を証明する記録を保存することが義務付けられています。

(1) 候補者の選挙運動では、受信者が送信者に送信先メールアドレスを通知したこと。また、送信の要求や送信への同意があったこと。

(2) 政党等の選挙運動では、受信者が送信者に送信先メールアドレスを通知したこと。また、当該アドレスに継続的に政治活動メールを送信していること。選挙運動用メールを送信する旨を通知したこと。

※ 選挙運動用電子メールは、次の者に対してのみ送信できます。

(1) 選挙運動用電子メールは、送信を求める旨や送信に同意する旨をあらかじめ送信者に通知している者。

(2) 政治活動用のメールは、継続して受信しており電子メール送信者から送信する旨の通知を受けた際、送信拒否をしなかった者。送信拒否をしたものには送れません。

2 ネット選挙運動期間

告示の日から投票日の前日まで

3 ネットで出来ること、禁止していること

① インターネット等による選挙期日後の挨拶行為は認められます。

② 屋内の演説会場内における映写が認められます。

③ 選挙運動のための有料インターネット広告は禁止

④ 挨拶目的のインターネット有料広告を禁止

⑤ 有権者は、電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。

⑥ 満18歳未満の者の選挙運動は禁止

⑦ HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません

⑧ 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません。

⑨ 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません。

⑩ 氏名等を偽って通信してはいけません。

⑪ 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません。

⑫ 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません。

※ 詳しくは、関係法令よること

(資料⑤)

政治活動と選挙運動

1 政治活動と選挙運動の違い

①選挙運動

特定の選挙で、特定の候補者（政党）の投票を得または得させるために、直接・間接を問わず選挙人にはたらきかける行為。

②政治活動

政治活動のうち、選挙運動にわたる行為を除いた一切の活動。

	活動の制限	活動できる時期	できない活動	できる活動
政治活動	原則自由 ※文書の掲示など 一部制限あり	告示日まで	事前運動にあたること	事前運動にあたらない活動
選挙運動	公職選挙法により 厳しく規定	選挙運動期間中のみ ※立候補の届け出完了～ 投票日前日まで	とくになし	投票を得るための 働きかけ

2 「事前運動」にあたらない活動の例

【政治活動】

- ① 政策の普及や宣伝（それに伴うビラなどの発行と配布）
- ② 後援会活動（会員の拡大・行事）
- ③ 街頭演説会や講演会・議会報告会などの開催（それに伴う告知活動）
- ④ 地盤培養行為（地盤とする選挙区で普段から有権者と接触し、政見その他を周知する行為）
- ⑤ 社交的行為（ただし、あいさつ状の禁止や寄附の制限あり）

【立候補の準備】

- ① 立候補のための瀬踏み行為
- ② 候補者選考会・推薦会の開催
- ③ 政党などの公認や推薦、支持を求める行為
- ④ 立候補届出書類の作成や供託金の納付

【選挙運動の準備】

- ① 選挙運動費用の調達
- ② 選挙事務所の借入れの内交渉
- ③ 出納責任者・立会人などの内交渉
- ④ 選挙運動事務員・車上運動員・労務者などの内交渉
- ⑤ 個人演説会での応援弁士の内交渉
- ⑥ 演説会会場の借入れの内交渉
- ⑦ 選挙運動自動車や拡声機の借入れの交渉
- ⑧ 選挙ポスター・選挙運動用ビラ・選挙はがき・選挙公報・看板などの作成
- ⑨ 選挙はがきの宛名書き 等

3 選挙運動の三要素

- ① 選挙が特定されること 例：来月の町議会議員選挙に……
- ② 候補者が特定されること 例：立候補する〇〇〇〇です
- ③ 投票を得るための働きかけ全般 例：一票をお願いします。応援をお願いします。

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、X やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- ・18歳未満の者等は選挙運動をすることができません。

有権者

このたびの選挙では、
〇〇さんを
当選させよう。



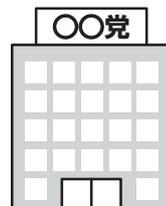
候補者

私に清き
一票を!



政党等

〇〇党へ
投票して
ください!



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。

**有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。**

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(X・フェイスブック等)
動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。



〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇 太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやXのユーザー名などが含まれます。

・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
~~~~~。  
~~~~~。  
清き一票を、お願いします。

**※氏名、電子メールアドレス
等の表示義務**

※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



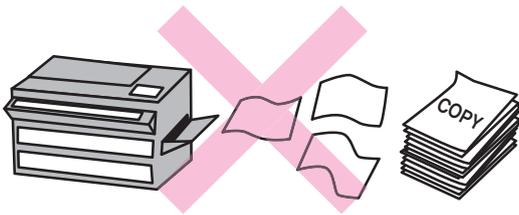
18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)